

筑紫野市議場映像音響設備等更新業務に係る
公募型企画提案審査の実施に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、筑紫野市議場映像音響設備等更新業務に係る事業者を公募型企画提案（プロポーザル）方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、プロポーザル審査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 筑紫野市議場映像音響設備等更新業務プロポーザル審査委員会

(設置等)

第2条 プロポーザル審査を厳正かつ公平に実施するため、筑紫野市議場映像音響設備等更新業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) プロポーザルの審査に関すること。
- (2) 優先交渉権者等の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は次の表に掲げる委員をもって組織する。

委員長	議会事務局長
副委員長	総務部長
委員	議事課長
委員	管財課長
委員	企画政策課 情報管理担当係長

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2項の事務が終了するときまでとする。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 審査委員会における審議の結果は、事業者を選定した後に公表する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2項に規定する事項に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、議会事務局議事課議会担当において処理する。

第3章 審査等

(審査の対象者)

第10条 プロポーザル審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 筑紫野市議場映像音響設備等更新業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を有すること。

(2) 実施要領に規定する応募方法に基づく手続きを経て、提案書等を提出期限までに提出した者であること。

(審査事項及び配点)

第11条 審査委員会が行う審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査を対象とし、評価事項及び配点は、別表に記載のとおりとする。

(評価方法)

第12条 評価方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 書類審査

事務局（議事課）において、提出書類に基づき採点し、評価点とする。

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーション評価

審査委員会において、各審査委員が企画提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーションについて、各評価項目を評価基準（別表）により採点し、合算した得点を評価点とする。

(優先交渉権者等の決定)

第13条 前条に規定する各評価事項の評価点を合計した総評価点が最も高い者を優先交渉権者と決定する。この場合において、最高得点者が二者以上あるときは、審査委員の評価順位において最も上位とした審査委員が多い者を、優先交渉権者として選定する。

なお、応募者が一者の場合もプロポーザルは実施し、評価点が6割以上（102点以上）の場合のみ、当該応募者を優先交渉権者とする。ただし、提案上限額を超える提案は失格とする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月13日から施行する。